

職員の服務の宣誓に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

職員の服務の宣誓に関する規程を廃止する訓令

職員の服務の宣誓に関する規程（昭和28年岩手県教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。